

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（１）業務の名称及び数量

令和 7 年度全国瞬時警報システム保守業務 一式

（業務の内訳とその予定回数）

ア 定期点検等 1 回

イ 故障修理 15 人・日

（２）業務の仕様

別添令和 7 年度全国瞬時警報システム保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）業務の期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の電気通信設備管理（運転保守）

イ 情報処理サービスのシステム等管理運営

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（５）全国瞬時警報システムの設置又は保守に関する契約を国又は地方公共団体と締結し、平成 27 年 4 月 1 日から公告日の前日までの間にその履行を適正に完了した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理部危機対策・情報課 情報システム管理担当

4 入札手続等

（１）入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県危機管理部危機対策・情報課 情報システム管理担当

電話 0857-26-7788

電子メール kikitaisaku-jouhou@pref.tottori.lg.jp

（２）入札説明書等の交付方法

令和 7 年 7 月 8 日（火）から同月 17 日（木）までの間にインターネットのホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kikijouhou/>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年7月8日（火）から同月17日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

（3）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（4）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年7月31日（木）午前10時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月30日（水）午後5時までとする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階 第29会議室

5 入札に関する問合せの取扱い

（1）疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより4の（1）の場所に令和7年7月11日（金）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（2）疑義に対する回答

（1）の質問については、令和7年7月15日（火）にインターネットのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kikijouhou/>)によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

（1）本件入札に参加を希望する者は、7の事前提出物を作成の上、郵便等又は持参により4の（1）の場所に令和7年7月17日（木）午後5時までに提出すること。

（2）入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（3）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（4）提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

（1）入札参加資格確認書（様式第1号）

（2）2の（4）を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）

（3）2の（5）を証するもの（契約書の写し等）

8 資格審査について

- (1) 6 (1) により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年7月22日(火)までに通知する。
- (2) (1) の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和7年7月24日(木)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2) により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和7年7月25日(金)までに書面により回答する。

9 入札条件

- (1) 本件入札は紙による入札とし、入札書は所定の書式(様式第6号)を使用すること。
- (2) 入札書に記載する金額(以下「入札金額」という。)は、1の(1)のアの業務(以下「定期点検等」という。)においては予定回数分の業務、1の(1)のイの業務においては予定人・日分の業務を実施したときの費用(労務費に限る。)の合計金額を入札金額とすること。
- (3) 契約に当たっては、(2)で入札書に入力した金額(以下「入札書記載金額」という。)を総支払額の上限額(以下「総支払上限額」という。)とする定期点検等に係る総額契約及び故障修理に係る単価契約とする。このため、落札額が契約金額とはならないので注意すること。

なお、契約書に記載する定期点検等及び故障修理の1人・日当たりの各単価(以下「契約単価」という。)は、入札書記載金額に110分の100を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。以下「入札税抜額」という。)を発注者設計額の比率により案分した金額とし、それぞれ次の表に基づき計算するものとする。

項 目	単 価
定期点検等	入札税抜額から故障修理の単価に15を乗じた額を差し引いた金額
故障修理	入札税抜額の0.738パーセントの金額(百円の位を四捨五入し千円単位とする。)

- (4) 請求に当たっては、契約単価に定期点検等においては実施回数、故障修理においては修理に要した人・日数を乗じて得た金額の合計額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、定期点検等1回分および故障修理15人・日分の合計金額から当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)を入札書に記載すること。併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。
 - (5) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状(様式第3号)を4の(1)の場所(当日持参の場合は4の(4)の場所)に提出しなければならない。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
 - (6) 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること。
 - (7) 入札者は、いったん提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
 - (8) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
 - (9) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
 - (10) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。ただし、郵便等による場合で再度入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封書に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものみなす。
- また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として

無効とする。

- (1 1) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として総支払上限額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (4) 委任状のない代理人のした入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札
- (7) 記名のない入札書による入札
- (8) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (9) 入札書を鉛筆で記載した入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として総支払上限額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（5）第三者への委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、第三者への委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの第三者への委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

（ア）第三者への委託の契約金額が本件業務に係る総支払上限額の 50 パーセントを超える場合

（イ）第三者へ委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に委託を行う場合、当該受託者に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

（6）発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約に関する同意書（様式第 5 号）を、4 の（1）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

（7）10 の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第 4 号）を、4 の（1）の場所に提出すること。